

2009/06/17
第7号

岡山パブリック 法律事務所

ニュース・レター

弁護士法人 岡山パブリック法律事務所

岡山パブリック法律事務所では海外との交流を積極的にすすめています(内容については『法学セミナー2009 6月号(No654)』でも紹介しております)。
2008年1月には台湾の法律扶助基金会を訪問し、逆に2009年1月には、この訪台の際に中心にお世話をしてくださった劉弁護士が岡パブで約2週間の研修を受けられました。また、2007年5月に韓国の公益法律事務所「共感」を訪問し、その縁から日本の成年後見制度、裁判員制度を中心に勉強をしたいという韓国の法科大学院進学希望者が、2008年12月に岡パブで約1ヶ月間の研修を受けました。今後は、アジアの公益弁護士のネットワークの確立を通して、アジアの公益弁護活動に理解を深めていきたいと考えております。

岡山パブリック法律事務所見学記

弁護士 りゅう りんし 劉 倫仕

2009年1月、財団法人交流協會の支援活動の助成で、私は「日本民事再生法の実行経験」をテーマとして、岡山パブリック法律事務所を中心に4週間の訪日調査を行なった。

実は今回の訪問調査、同事務所の水谷 賢所長のご好意に基づき実現されたものだといえる。同事務所は、近年はカリキュラムの国際化に力を入れており、海外の法曹との提携を通じた見学活動等にも積極的に取り組んでいる。私の希望を最大限に取り入れた、私宅まで提供されて、短期間で日本の法制度を俯瞰できる充実した調査を組んでいただいた。

その内容は、事務所での講義のほか、多重債務者被害事件に豊かな経験を積んだ各級裁判所の裁判官と書記官(破産再生部)、榎本康浩先生を始め、岡山大学ロースクールで教えている大学教授などに訪問し、更生施設、岡山仲裁センター、弁護士会の見学、当事者の訪問、交流会も行われた。日本の実際の「民事再生法」現場に触れる機会を数多く得ることができたといえる。また、長年誠実に熱心に活動を続けてきた弁護士の近藤幸夫先生、高原勝哉先生との面談は、同じく弁護士の私にとって、非常に貴重な経験である。

今回の見学では、事務所の先生たちと事務局の皆様にご迷惑をかけましたが、皆様は親切、丁寧に私を助けてくれました。本当にありがとうございました。特に水谷賢所長は、私の見学に熱心に取り組んで、生活面にも積極的に助けてくださって、本当に大変お世話になった。

井上先生、高橋先生、中原先生、増田先生、丹羽先生、水内先生、小堺先生、中尾先生、溝手先生に加え、事務局の古川さん、佐々木君など多くの皆様の貴重なご指導と助勢を頂いた。おかげさまで、私は実際の多重債務者事件、刑事事件を見学させて頂き、勉強になりました。心より感謝申し上げます。

また、今回私の見学のために多大な時間と労力を費やされたのは、作花知志先生である。先生はきわめて優秀な弁護士であり、日々公益事件と向き合い、300日規定事件とか、遺族年金訴訟事件とか、着実に良い仕事を積み重ねておられる方である。この場を借りて深くお礼申し上げます。

津山支所の見学のときには、私は、高木先生の蔵書の数にすごく驚きまして、まるで津山の名物だと思います。しかも先生は非行少年との距離をなくす為に、わざとコミックの世界を投入して、ご用意に感動した。地元出身の飯綱先生、故郷に深い愛情を持つ気持ちを、確かに傍の人に伝えた。いま新見市に派遣された大山先生、都会の大手事務所から世界の隅に転職する決意は、私も敬意を持っている。

今回の調査で、日本の法制度の経験を幅広く見学させていただいたとともに、関連の法実行からまだ一年未満の台湾にとっても、多くの示唆があるのではないかと強く感じた。今後も、この点について、台湾と日本の交流活動が一層重要なものとなってくることは明らかである。将来はもし機会があれば、ぜひ岡山パブリック法律事務所にもう一度見学するつもりである。

(劉倫仕。台湾弁護士)



岡大ロースクール講義を聴講



奥から 劉弁護士、藤田寿夫教授、榎本康浩教授(岡山大学内支所長)、小田敬美教授



津山駅にて



津山支所



本棚・・・

インターン活動記

しん へそん
申 惠盛

2008年11月28日から12月26日まで岡山パブリック法律事務所(以下「岡パブ」といいます)で国際インターン活動を行いました。

去年ソウル大学校で行われた公益人権法シンポジウムに参加した時、岡パブの水谷代表弁護士と、一緒に参加された国際人権分野担当の作花弁護士とメールで公益人権分野について意見を交換したのがご縁となりました。その後、作花先生は私が韓国の西海岸重油流出事故に関連する日本の判例を捜すのに困っていた時、とても力になってくださいましたし、私が理想と現実のディレンマに陥っていた時にも理想が実現された事例を知らせてくださり、希望を吹き込んでくださいました。そのため私は、希望を持って2008年9月から韓国の公益弁護士グループの「共感」でインターン生として仕事をさせていただいたことがきっかけで、日本の代表的公益法律事務所である岡パブで国際インターン生として学术交流ができるようになったのです。

岡パブでの国際インターン活動を通じて、2008年1月から始められた国民参加裁判(陪審員裁判)制度と2006年末から被疑者調査の可視化を実施して来た韓国の事例訴訟法をお知らせする学術的な報告会も行うことができました。

「共感」と韓国の国家人権委員会には日本の精神障害者・高齢者のための福祉制度及び市民社会の活動を報告することになりました。これらすべてのことを日本でより十分にやりこなすためには時間的にも能力的にも私一人では不足だったため、同じ分野に関心を持っていた、金希泰さんと共同での岡パブインターン活動となりました。

インターンとしての日程はたちまち過ぎ去りました。私たちに、一つでも多くのことを見せよう、知らせよう、とされる岡パブの方々の誠意と準備で、我々の忙しいと予想していた以上の活発な活動となりました。水谷弁護士は我々のインターン活動に必要なすべての支援をしてくださり、困ったこともなくスムーズに活動することができました。井上弁護士は成年後見制度、各種専門家で構成されたNPO団体についての講義と高齢者・障害者のための無料相談会(なんでも相談会)とセミナー、勉強会に参加できるように招待してくださいました。社会福祉士、弁護士など、活動について関心を有している多くの人々が土曜日の午前に自発的に出て話を聞いて討論をする姿が本当に印象的でした。関連NPO訪問、追加質問に対する返事などを通じて、岡山が先導的で、日本の地方すみずみにまで根付いた福祉制度と市民社会の参加が分かり、たくさんのことを学ぶことができました。

その他にも我々は多くの場所で多様な人々に会うことや、見学をすることができました。昔、ハンセン病患者たちの監禁及び治療のために作られた長島愛生園と光明園を訪問して、政府と社会の組織的な差別の歳月を辛抱強く耐え、そして勝ち抜いた人々に会うことができました。長島歴史写真集“島の65年”など生の証言を発刊した崔南龍(チェ・ナムヨン)翁に会えました。そして愛生園の在日韓国人としての人生を積極的に知らせていらっしゃる“私の人生80歳に乾杯”の作家、金泰九(キム・テグ)翁にも会って話を聞くことができました。この方々に会えたということが私には大きな幸運だったと思いました。そして、日本だけでなく韓国と台湾のハンセン病患者たちのために国家賠償訴訟を進行した日本の弁護団の活動に大きな感銘を受けました。

広島では、被爆者の話と平和公園訪問を通じて、戦争当事者の皆が大きな痛みを持つこととなる戦争の惨状に、胸が痛かったです。岡パブのおかげでこの全部を感じるすることができました。岡パブに感謝します。

岡パブの津山支所では新見ひまわり基金法律事務所へ赴任予定の大山弁護士と支所長高木弁護士の説明を、岡山大学内支所では榎本弁護士から法学教育と実務、日本の司法制度、法律家教育の現在と未来に関する話を聞きました。また、現在岡パブで進行している多様な事件に関する講義を聞き、裁判を傍聴する機会も持つことができました。国際インターンの受入れ担当者として私たちのお世話を色々としてくださった作花弁護士は所長の水谷弁護士と多くの訴訟を進行する一方、日本弁護士連合会国際人権委員会に所属されており、国際人権パートと国際協力、日本裁判員裁判における弁論技術研修などに関して積極的に教えてくださり、多くのことを学べました。

担当でもなかったのに時間を割いて講義や説明してくださった上述の弁護士を含め、中原弁護士と社会福祉士の金地さんのおかげで、日本の司法制度など分かりやすく説明をしていただきました。お忙しいところ色々お手伝ってくださった増田弁護士、事務局の薬師寺さん、岡崎さんなど、全部言えなくて申し訳ない位多くの方々の助けを借りました。特に今回の日程を調整するには在日韓国人の孔さんや、事務局の古川さんの助けをたくさん受けました。ありがとうございます。

今回国際インターン活動を通じて私が一番大きく悟った点は 違う国でもそれぞれの司法制度と土壌でぶつかった問題に対応して発達された解決策を共有、協力することがボーダーレスに共通の人権の価値を実現する近道だ ということでした。

また、個人的には私の理想を実現させるために努力すると、結局社会と世界を変化させることができるということを各種公益活動に力を尽くしていらっしゃるパブリック法律事務所の弁護士たちや

近藤幸夫先生、則武先生などの数多い日本の弁護士たちを通じて直に感じました。感謝していません。

最後に、今回日本の岡パブと韓国の共感の先生のお陰でいろいろ学ばせていただいたことを、今後私が成長したら、私も必ず法曹人を目指す若者達に公益弁護と国際協力の道を広げるように多様な研修と教育の機会を提供しようと決心しました。

一方短かったですが、決して短くなかった一ヶ月、その名残惜しい期間の中で、私は自分の能力の限界を悟り、痛みの中でも希望の紐を放さなかった人々に会って、涙を流したりしながら成長することができました。私は今までも多くの人々の助けを受けて成長してきました。だから今、私のできることは瞬間ごとに、私を要する人のために最善を尽くすことだという事実を悟りました。

今後私が必要だったらおっしゃってください。皆さんの力になるために今日も努力しております。



岡大ロースクール講義を聴講



右から)金さん,申さん



岡大ロースクール教授陣と日本及び岡大ロースクールの現状について意見交換会



金地社会福祉社による成年後見制度の講義



裁判所・・・ではなく岡大ロースクールの模擬法廷を見学

岡山パブリック法律事務所インターン活動感想記

岡山での楽しかった記憶, ありがたい人々, 学問, 経験, 感じ, そして挑戦

きむ ひて
金 希泰

この一ヶ月間の時間は私にはただ 有益だった と言うだけでは足りなくて、本当に大切にやりがいのある時間でした。

岡山パブリック法律事務所でのインターン活動を通じて学んだことは、自分が目指している人の心をかばって慰める弁護士になるために、心に刻み付けなければならない重要なものでした。

インターン活動は講義受講と見学と傍聴、各種研修会参加などのさまざまな活動でした。一番気を遣っていた 岡山弁護士会での国民参与裁判制度発表 から 津山支所訪問 , 倉敷訪問 , 刑務所見学 , 裁判官との対話 , 岡大ロースクールでの聴講 , 弁護士による講義の受講 などでした。実は始めにびっしりの日程表を受け取った時には、そのすべてができるのか心配もあったし、私がその中でどんな仕事をして、何を学んでいったらいいのかという気持ちになりました。しかしそんな私の心配は全然必要もないことでした。

300日規定記者会見の参観だけでも、不合理な法律に対する日本社会の関心と改革しようとしている弁護士の意志を感じることができました。また愛生園では社会的差別の暴力性と人権とは何なのかに対して深く思う機会も持つことができました。多くの方々との交わした対話では、必ず日本と韓国の架け橋になって両国の人権増進のために努力をしていきたいという気持ちが湧き上がりました。これは瞬間的で一時的な感情ではなく、心の深い所から感じられる真剣な響きでした。岡山パブリック法律事務所でおこなったインターン活動はどんな些細なことも全て意味があることでした。

このすべては岡山パブリック法律事務所の皆さんがあらかじめ万端に準備して下さったから可能だったのです。特に水谷先生は、滞り場所や事務所でのインターネット使用などの、インターン活動をするのに必要なすべてのものを100%以上準備して下さいました。おかげで私たちは不便なこともなくインターン活動をすることができました。井上先生は私たちが調査した成年後見制度についての講義だけでなく、作成した報告書まで検討して下さいました。ひげが魅力的な榎本先生はロースクール講義を聴講することができるようにして下さいましたし、日本のロースクールに関して知りたかったことについてもすっきり解決して下さいました。作花先生はインターン活動で始終一緒に行動しながら、これ以上ない深い思いやりを下さって、私たちに一つでももっと教えようと力を尽くして下さいました。作花先生は、私たちの今回のインターン活動で抜けてはいけない位絶対的な存在でしたし、その深い心遣いに一ヶ月始終感動しました。その他に講義をして下さった中原先生、津山で多くのことを教えて下さった高木先生と大山先生、その他パブリック所属弁護士の先生方。そして日本と韓国の未来と青年の意志、弁護士の役目に対する貴重なお話をして下さいました近藤幸夫先生と失敗を乗り越えることができる勇気を下さった則武先生、また孔さんを含めて、事務所の古川さん、薬師寺さん、岡崎さんなど、皆さんの名前を言及することができなくて申し訳ない位本当に多くの方々がお手伝いして下さい、良いお話をたくさんして下さい、インターン活動が豊かなものとなりました。もう一度厚く感謝いたします。

インターン活動期間の中に個人的に小さな失敗を一つ経験して、失望で気落ちもありましたが、岡山で会った多くの方たちがして下さいました助言のおかげで心を慰められ勇気を持つことができました。話を聞かなくても、その方たちの目を通じて感じられる情熱だけでも、私には新しい決意と意志になりました。人権のために、そして公益のために働いている弁護士の人格を感じることができて光栄でしたし、あまりにも良い温かい心を感じることができて岡山での時間が幸せだったのです。

灰谷健次郎の小説に「太陽の子」があります。生物は皆が太陽の下で生まれて太陽の下で育っていくという意味で地球上のすべての人々は等しく太陽の子だという意味です。法も等しく適用されなければならないと思います。弁護士は法的な助けが必要なすべての人に等しく手助けにならなければならない、弁護士が必要な人々の周りにはいつも弁護士がいなければならない、それが公益のための事ならもっとそうだと思います。岡山パブリック法律事務所ではそんな意志を感じることができました。それは変化を切望する波動で、これが岡山を超えて日本を変化させることができる力だと思います。

一ヶ月間のインターン活動は、たくさんの経験を通して、重要な悟りを持つようになった大事な時間でした。冬にも雪があまり降らない暖かい岡山、たぶんその温みは社会に向けている岡山の弁護士たちの熱い心から伝わるものなのでしょう。岡山で感じたこの「あたたかさ」が韓国にまで伝わって来るのを期待しながら、また私がその温もりを伝えなくちゃいけないという決心もきっと実現してみたいと思っています。

韓国インターン生の申さんと金さんは、帰国後、岡山での研修についての記事を書かれ、「共感」のホームページに掲載されました。このことから、今年(2009年3月)には韓国 KBS 放送より TV 取材を受けました。

イラク弁護士国際人権法トレーニングへのTA及びワークショップ参加報告

みずうち まきこ
弁護士 水内 麻起子

私は、この度、チェコ共和国のプラハで3月22日から26日まで5日間にわたり開催された、イラク弁護士に対する国際人権法・人道法トレーニングに日弁連の国際人権問題委員会からTA(ティーチングアシスタント)として派遣され参加いたしましたので、そのトレーニングについて報告させていただきます。

まず、日弁連の国際人権問題委員会ですが、この委員会は日弁連の国際人権活動を担っており、各種国際会議へ代表団を派遣しているほか、国際人権問題について調査、研究をしております。今回のトレーニングは、国連民主主義基金の援助のもと、IBA(国際法曹協会)、ILAC(国際司法支援協会)、CEELI INSTITUTE(米国法曹協会と協力し、国際司法支援を行うプラハに本部を置く非営利組織)、日弁連の協力により実現したセミナーで、受講者は、イラクの弁護士とクルドの弁護士(イラク北部在住し独自の弁護士会を有する)でした。講師は、日弁連から派遣された講師2名(国際人権問題委員会所属の大谷弁護士、宮家弁護士)のほか、欧米、アラブの講師が参加されていました。

今回、日本の戦後60年にわたる国際人権法の活用の歴史についてその成果とともに紹介し、そこからイラクの復興に役立てていただくべく、「日本の経験」という日弁連のワークショップがトレーニング3日目に開催されました。

ワークショップでは、国際人権法の日本国内での活用について発表がなされました。田川日弁連副会長(当時)が戦後の日弁連の歩みについてご挨拶の辞を述べられた後、一井幹事が(TA)国際人権法のメカニズムと国際的NGOの活用の具体例として精神衛生法について、本田幹事(TA)は国内の裁判における国際人権法の適用の具体例として小樽の外国人入浴拒否事件等について、私は国際人権条約の活用の具体例として女性差別撤廃条約を取り上げ、女性の職場での地位向上に影響を及ぼした住友電工事件の例についての話を致しました。最後に大谷委員がイラク弁護士の関心の高かった原爆訴訟について発表されました。

当初、ワークショップでは日本の経験について紹介をする予定でした。ところが、実際にトレーニングに参加してみると、イラクの方達は、アメリカに原爆を落とされ、占領されたにも拘わらず復興を遂げている日本に対し大変親近感を覚えており、日弁連のワークショップへの期待がとても大きいものであることを痛感しました。そこで、イラクでの人権侵害打開のために日本の経験を生かしていただくため、このワークショップの準備を日弁連の講師2名とトレーニングのTA3名とで1年かけて準備してきましたが、急遽内容を変更し、どのように国際人権法を国内で活用して、人権侵害と立ち向かってきたかに焦点を当てた内容に変更がなされました。実際のところ、ワークショップは参加者からも共済団体、他の講師からも大変好評でした。

イラクの方達は、イラク国内での、水の確保などの日本の非軍事的貢献について大変感謝され、とても親日的でした。特に、クルドの代表団は親日的で、田川副会長にクルド弁護士会の盾を贈られたり、クルドのお菓子をいただきながら懇親会をしようと日弁連のメンバーに持ちかけたりしていました。クルドの代表団の参加者はイラクの代表団の参加者よりも若い人が多く、昼のトレーニングの際には、ひたすら真剣なまなざしでしたが、夜のささやかな懇親会の際には昼に見せなかった等身大の彼らの姿があり、和やかなひとときを過ごしました。懇親会では、クルドでは今も一夫多妻制?(現在は違いますが)、などの話で盛り上がっていました。

テレビなどで知るイラクの状況やイラクの人たちの様子と実際に会った人たちの様子は本当に違っていました。

参加者は写真好きな方が多く、いろいろな方に一緒に写真に写ろうと言われ、いろいろな方のカメラにおさまった記憶があり、言葉の壁はありましたが、コミュニケーションもはかることができたのではないかと思います。国や民族、習慣が異なっていても通じ合うものがあると感じました。その反面で、弁護士が理由なく何日間も拘束された、法律事務所を爆破された、刑事事件で弁護人が選任される事件が少なく弁護自体も命がけである、等の話を聞き、イラクの現状や人権侵害のすさまじさを感じました。

今回参加させていただいて、イラクの現状を打開していくためには、国際人権法について知る機会がイラクの方たちには必要だと痛感いたしました。それと同時に、英語が母国語ではないものの、日弁連の講師の先生方の講義を見聞きして、日弁連の国際人権に対する意識の高さを痛感し、日本人も国際人権の分野で貢献できるのだということを改めて痛感いたしました。

今回は、イラクの弁護士の方のトレーニングでしたが、私にとってもイラクの現状を知るとともに国際人権法についての理解を深める貴重な機会で、参加させていただけた本当にありがたいと思いました。本当に未熟なのですが、今後も、国際人権法について理解を深め、法的支援に関わらせていただきたいと思いました。



クルドの弁護士から田川副会長へ
楯が贈られました。



左から) 講師として大谷美紀子弁護士、宮家俊治
弁護士が、団長として田川章次弁護士(当時
日弁連副会長)、TAとして一井泰淳弁護士、
水内麻起子弁護士、本田正幸弁護士が参加。



ワークショップ風景



右から2番目)チェコ在住イラク大使と



イラクの弁護士(左)やクルドの弁護士(右の2人)と



クルドの人たちと懇親会

津山から新見へ

おおやま ともやす
弁護士 大山 知康

私は、この度、岡山パブリック法律事務所津山支所での6ヶ月間の研修を兼ねた勤務を終え、新見ひまわり基金法律事務所の所長を引継ぎました。津山も新見も弁護士一人当たりの人口が3万人を超えるいわゆる弁護士過疎地域なので、私は、弁護士過疎地域で業務を経験してから弁護士過疎地域に派遣されるという理想的な研修を経て新見ひまわりに赴任することができました。

津山支部管内では、多くの弁護士過疎地域がそうであるように当番弁護や国選弁護の選任は、名簿順ではなく、弁護士会や裁判所からの指名制で、いつ、弁護士会や裁判所から指名して頂けるか分からないというスリリングな生活を送ることができました。また、岡山パブリック津山支所で

は、事件の種類も、家事、民事、破産、労働など分野を問わず、弁護士過疎地域らしく多種多様な事件を経験できました。さらに、依頼者も、資力が充分にない人から裕福な人まで、若者からお年寄りまで様々な人と会うことができました。このような新見に近い環境で研修をできてとても充実した毎日を過ごすことができました。岡山パブリック津山支所のみなさんにはお世話になりました。

このようにとても充実した6ヶ月間だったので、本当は津山にいる期間を延長したかったのですが、さすがに新見を弁護士ゼロ地域にする訳にはいかないのので、予定通り、3月に新見に赴任し、4月から新見ひまわりの所長になりました。

津山と新見は似ている環境なのですが、長い間弁護士不在の時代が続き、弁護士「ワン」地域である新見では、トラブル解決の手段として弁護士に相談しようと思う人が少ないようで、いろいろな人や機関に相談してやっと弁護士にたどり着く人が多く、トラブルが起こってからかなり時間が経過しており、「もっと早く弁護士に相談してくれていれば…」とやりきれない気持ちになることもしばしばあります。弁護士に相談せずに諦めている人も多いと思います。新見ひまわりも、岡山パブリックのような「市民の駆け込み寺」を目指しているのですが、「最初の」駆け込み寺にならなければならないことに気づきました。

また、やはり一人で事務所を運営しながら、併行して事件を解決していくという業務は予想以上に手強いもので、少し苦戦していました。しかし、私は、同じ県内に派遣されたので、岡山パブリックの先輩や、岡山弁護士会の諸先輩方に気軽に相談できるので、一人で悩みを抱え込むことはなく何とかやっていけています。

ゼロワン地域の新見ひまわりを任せて頂いているので、事務所自体もそうですが、新見の方が「弁護士」というものを身近に感じて、気軽に弁護士に相談できる環境になるよう頑張っていきたいです。

最後になりますが、突如現れた私を快く受け入れてくれた岡山パブリックの包容力のおかげで、新見ひまわりに赴任することができとても感謝しています。ありがとうございました。いつかこのご恩をお返しできるよう頑張ります。

弁護士法人岡山パブリック法律事務所の今後の更なるご発展をお祈りします。



事務所内にて
左) 初代所長の市本昭彦弁護士
右) 2代目所長となった大山知康弁護士



パブリック津山支所メンバーほぼ勢揃いです。



弁護士会会長(当時の)秋山義信弁護士から祝辞



右) 岡山パブリック所長の水谷賢弁護士

引継ぎ披露式は2009年
3月27日におこなわれま
した。

特定非営利活動法人おかやま入居支援センター 登記完了のご報告

事務局(精神保健福祉士・社会福祉士) みずさわ としえ
水澤 俊恵

NPO法人認証に向けて準備をしておりましたおかやま入居支援センターが、平成21年3月10日に認証を受け、16日に登記完了致しました。

4月12日には「高齢者・障がい者の『住まい』を支えるネットワークづくり」と題しまして基調講演と公開シンポジウムを開催し、お忙しい中約60名の方にご参加いただきました。

設立以降お問い合わせ、お申し込みは続いているのですが、反響の大きさから高齢の方や障害を抱えた方がいかに地域で生活しにくかったのかを改めて実感しているところです。

同時に受付対応や支援決定までの流れの不味さ等、事務局としての不十分な点が見え始め、当事者の方やその関係者の皆様にご迷惑をお掛けしている部分があることも感じています。

とは言っても立ち止まっていることはありません。

今後この支援を必要とされる方がご自身で地域での生活力を身に付けて行かれるのと共に、当NPO法人も様々な困難に柔軟に対応しながら成長して行けたら...今はそのように考えています。

おかやま入居支援センターのブログ <http://nyukyoshien.blogspot.com/>

岡山パブリック法律事務所のホームページから上記ブログをぜひご覧ください！(リンクあります)

生活保護受給申請から生活再建に向けて ～生活保護申請支援に向けたシェルターの利用について～

事務局(社会福祉士) しんみょう まさき
新名 雅樹

1. 生活困窮者への岡山パブリック法律事務所での対応

「岡山にはホームレスの人はいるの？」

時々、こうした質問を受けることがあります。岡山でホームレスや生活困窮者を支援している団体の調査によれば、実は岡山市内だけでもホームレス状態の人々が推計100人～150人はいることが判明しています。岡山は全国的にも温暖な気候で天気も良く、過ごしやすい土地と言われます。しかし、仕事や住居を失う人々の生活は岡山でも変わりはありません。ましてや、昨年秋以降の世界的な大不況は、岡山でもいろいろな影響が見られています。

経済的理由で生活が困窮してしまい、一定要件の下で生活保護制度を利用していくことは国民の権利といえます。しかし、生活保護(以下、保護)を受給するために「きちんと定住している家がある」ことを要求されることがあります。誤解を避けたいところですが、「保護を要する人が何処にいるのかもわからない状況では、保護の決定が出来ない」という理由から制度の解釈がなされてしまうことがあるようです。つまり「定住している家が無ければ(もしくは実際に住んでいる住所地が家でなければ)、保護は決定できない」とされてしまう訳です。こうなると、例えば野宿生活から何とか住む家を確保するために保護を受けたい人にとっては、家を見つけてからという指示では大きな矛盾が生じてしまいます。また、刑務所を出所したけれども、刑務所の門を出た先には家どころか所持金も頼れる親族もない場合があり、保護を受けるにもどうしようにも無くなる場合が出てしまいます。

さらに、保護を受けている世帯が全国で100万世帯を超えている現状、また暴力団関係者などが不正に受給している問題などから、何らかの理由を用いて福祉事務所が保護申請の受付自体を拒否し、受給を制限する「水際作戦」が行われているとも言われます。

こうした状況の方々を支援するための施策は未だ不十分であり、保護制度を利用するという国民の権利をきちんと行使するための支援は、個人だけでなく社会的にも大きな意義があります。

そこで、昨年の12月に水谷所長と井上雅雄弁護士を中心として支援策の緊急検討を行い、法人として「生活保護申請のための緊急シェルター」(以下、シェルター)を借りることになりました。

2. 生活保護受給のためのシェルターとは？

シェルターは岡山市内中心にあるマンションの一室を借りています。岡山は司法や福祉職だけでなく、様々な専門家とのネットワークが発達しているので、シェルターとして貸してくれる物件探しの協力者を見つけることが出来ました。そして岡山での家賃の保護基準3万7千円で借りられる場所を探し、法人で借りることとなりました。ちなみに現在、シェルター入居中の家賃や光熱水費は法人で負担し、利用者へは無償契約という形で利用してもらっています。

保護申請のためのシェルターなので、福祉事務所への保護申請をパブリックで支援すると共に、次の入居先が見つかるまでの間、このシェルターで宿泊を行ってもらいます。

室内は本当に簡素なのですが、一応ベッド、テレビ、電子レンジなど、ごく簡単な炊事や家事が出来るように設備を整えています。これら備品の多くは物件を紹介して下さった仲介業者の方が無償で提供して下さいました。紙面を借りて改めて感謝申し上げます。

3. 利用状況について

昨年末のシェルター運用開始から現在まで数名の方がシェルターを利用し、生活保護を受けながら新居で生活を開始されています。

今年の2月、50代のAさんが初のシェルター利用者となりました。Aさんは岡山県南で車上生活となっており、ホームレス状態であったため、生活保護の相談と申請に合わせ、申請中の居所としてシェルター利用の開始となりました。

相談のきっかけは、Aさんが車上生活をしていた場所を管轄していた地域包括支援センターと民生委員の方からパブリックへ相談が入ったことでした。Aさんは昨年暮れ、車上生活場所を管轄する福祉事務所に相談に行き、保護の受給を希望したのですが、「定住地がない」ことを理由に保護申請が受理されなかったそうです。

保護申請や受給のための法的根拠に基づけば、市町村行政の裁量権が大きい法制度とはいえ、保護すべき要件があれば誰でも保護を受けることは出来ます。

「何故保護が必要なのか」という点をきちんと整理した上で、福祉事務所とのやりとりが出来れば、かなりスムーズに申請を行うことは出来ます。そこで、弁護士による生活保護受給開始のための「生活保護開始申請書」作成および福祉事務所への同行による申請手続の支援をパブリックでも行うこととなりました。支援の詳細は次号以下としますが、こうした弁護士による支援には法テラスでの法律扶助も適用され、ホームレス状態にあってもきちんと法律職の支援を受けることが出来ます。何より法の手元で受ける権利をきちんと公使し、要保護者の生存権をきちんと守ることは司法として大変重要な責務といえます。

今回は保護申請時とシェルターでの生活中のことについてお伝えします。(つづく)

弁護士法人 岡山パブリック法律事務所

〒700-0905

岡山県岡山市北区春日町5-6

岡山市勤労者福祉センター2階

電話 086-231-1141 FAX 086-803-3677

当事務所 Web サイト

URL <http://www.okayama-public-lo.jp/>

E-MAIL: info@okayama-public-lo.jp

津山支所

〒708-0862

岡山県津山市京町7-3-2

丹沢ビル2階

電話 0868-31-0035 FAX 0868-31-0036

岡山大学内支所

〒700-8530

岡山県岡山市北区津島中3-1-1

岡山大学文化科学系 総合研究棟1階

電話 086-898-1123 FAX 086-898-1124

10

新見の弁護士 ブログ

<http://ameblo.jp/niimihimawari/>

New